

国立大学法人和歌山大学と中小企業金融公庫との产学官連携支援基本協定書

国立大学法人和歌山大学（以下「甲」という。）と中小企業金融公庫（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、主に和歌山県内の中小企業の発展のため、技術開発、技術教育等を支援し、新事業の創出等地域の産業振興に寄与することを目的とする。

（予定事業）

第2条 甲及び乙は、相互に協力して、地域の中小企業が民間企業等との共同研究並びに科学技術情報に関する講演会及びセミナーへの参加並びに大学発ベンチャー等新事業創出のための技術移転等を、円滑かつ効果的に実施するために必要な事業を実施するものとする。

2 前項に基づき、甲及び乙が協力して行う事業内容並びにその事業を実施するに当たって必要な費用等の詳細については、甲乙協議して別途定めるものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく事業により事業の対象者から提供若しくは開示を受け、又は知りえた一切の情報について、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事業の対象者の同意を得た場合についてはこの限りではない。

2 甲及び乙は、相手方から提供若しくは開示を受け、又は知りえた一切の情報について、本協定に基づく事業以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。ただし、相手方の同意を得た場合についてはこの限りではない。

3 前2項は、本協定の有効期間を経過した後も同様とする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、その満了日の1ヵ月前までに一方当事者から他方当事者に対して協定を更新しない旨の書面による申し入れがあった場合を除き、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

（変更）

第5条 本協定は、甲乙協議の上、変更することができる。

（疑義等の決定）

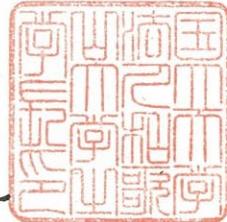
第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年6月1日

住所 和歌山県和歌山市栄谷930番地
甲 国立大学法人 和歌山大学
学長

小用



住所 東京都千代田区大手町1丁目9番3号
乙 中小企業金融公庫
総裁 水口 弘一
上記代理人 和歌山支店長

泊 泰弘

